○人事院

九―一七―一二七　人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則　一　192　二

九―五五―一〇八　人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則　一　192　二

九―一二三―八　人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則　一　192　三

一七―〇―一〇一　人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則　二八　209　一

九―六―七二　人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則　三〇　三

○公正取引委員会

四　公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則　三〇　三

告示

二七二　○内閣府　公文書等の管理に関する法律施行令第三条第一項の規定に基づき、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第四条の規定による適切な管理を行うものを指定する件　一　四

二七三　公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件　一　四

二七四　条第一項の規定に基づき非常災害対策本部を設置する件　四　特44　一

○宮内庁

九　皇族たる皇室会議の議員及びその予備議員の互選において当選した件　一三　二

一〇　天皇皇后両陛下は第三十一回全国豊かな海づくり大会に御臨席になる件　三〇　三

○国家公安委員会

二二　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　二　193　一

二三　普通自転車の型式認定番号を指定した件　二　193　一

二四　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　一三　199　四

八三　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　五　一

八四　保険業法施行規則第二百十二条第四項及び第二百十二条の五第四項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号ハに基づく金融庁長官が定める金融機関を定める件の一部を改正する件　七　四

八五　保険業法施行規則第二百十二条第三項第三号等に規定する金融庁長官が定める措置を定める件の一部を改正する件　七　四

八六　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件　七　四

八七　保険業法第二百七十三条第一項第一号の規定による同法第百八十五条第一項の免許の失効に関する件　三〇　三

八八　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　三〇　三

八九　金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件　一二　199　四

九〇　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件　三〇　211　四四

九一　預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件の一部を改正する件　三〇　211　四四

九二　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　三〇　211　四四

九三　担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件の一部を改正する件　三〇　211　四四

九四　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十八条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を定める件の一部を改正する件　三〇　211　四四

九五　中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令第七条第三項及び第十条第三項の規定に基づき金融庁長官の指定する金融機関を定める件の一部を改正する件　三〇　211　四四

九六　中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令第九条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する金融機関を定める件の一部を改正する件　三〇　211　四四

九七　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件　三〇　211　四五

九八　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件　三〇　211　四五